

請 願 文 書 表

受理番号	5-5	受理年月日	5.11.24	付託委員会	建設常任委員会
請願者の住所及び氏名	城陽市平川広田88-3 全京都建築労働組合洛南支部 支部長 西村 涼一 柏木 大毅			紹介議員	語堂 辰文
件名	建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を国に働きかける意見書の提出を求める請願				
要旨	建設アスベスト被害者の救済、アスベストによる更なる健康被害の発生を防止するために事前調査・除去費用の助成制度の拡充について、国への意見書の提出をお願いいたします。				

## 1. 請求の趣旨

建設アスベスト被害者の救済、アスベストによる更なる健康被害の発生を防止するために事前調査・除去費用の助成制度の拡充について、国への意見書の提出をお願いいたします。

## 2. 請求の理由

アスベスト（石綿）は、難燃性・断熱性・防音性・耐薬品性・経済性など工業製品として優れた性質をすべて兼ね備えた「奇跡の鉱物」として、かつては建築資材の材料をはじめとして三千種類もの用途で身近に使用されてきました。

しかし、1960年代から、石綿粉じんを吸い込むと10年～50年という長い潜伏期間を経て「中皮腫」「肺がん」「石綿肺」など重篤な疾病を引き起こす発がん性物質であるという研究・報告が相次いで出されました。1971年には、ILOやWHOが石綿を発がん性物質に認定し、世界各国で規制が強化されました。しかし、日本で製造・使用が禁止されたのは2006年9月と非常に遅く、建設業従事者や石綿工場で働く労働者、石綿工場の周辺住民などに健康被害が発生しました。潜伏期間の長さからすれば、今後も被害の拡大が予想されます。

最高裁判所は、2021年5月17日、建設業従事者のアスベスト被害に対して、国と大手アスベスト建材メーカー10社の責任を認め、賠償を命ずる判決を下しました。この判決を受けて、国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対しても、賠償責任に基づく給付金を支払う「建設アスベスト給付金法<sup>1</sup>」を制定し、2022年1月から給付金制度が開始されました。

しかし、建設アスベスト被害の最大の原因者である建材メーカーが同制度に拠出しておらず、屋外で働く建設業従事者が補償されないなど、アスベスト被害の全面救済に向けては、まだ課題が残っており同制度の改正が必要です。

併せて現在、問題視されているのは、2006年9月のアスベストの全面禁止以前に建てられた建物の解体・改修工事です。アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が改正され、解体・改修工事の施工前に、石綿含有建材の有無の事前調査が必要となりました。アスベストの有害性が明らかになった以降も、規制権限の行使を怠った国、危険性を表示せずに石綿含有建材の製造を続けた建材メーカーの責任が最高裁判所で認められたにもかかわらず、現在の事前調査制度では、事前調査や除去作業の費用は、原則、工事の注文者である城陽市民か、その工事の請負業者が負担することになります。この負担を避けるために適切な対策がなされていない工事が横行する懸念もあり、早急な対策が必要です。

具体的には、国(国交省)の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」の大幅な拡充、一般住民が使えるレベル3までの調査・除去費用の助成制度の創設が求められます。また、多くの国民がアスベストの健康被害、アスベスト関連法の改正、そして調

査・除去の費用を注文者や請負業者が負担することを知りません。

以上の理由により、建設アスベスト被害者の救済範囲の拡大、周辺住民・建設業従事者のさらなる健康被害の発生を防止するために事前調査・除去費用の助成制度の拡充について、国への意見書の提出をお願いいたします。

---

<sup>1</sup> 正式には「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」